

会 議 録

会議の名称	第22回（仮称）大和郡山市自治基本条例策定委員会	
開催日時	平成21年6月25日（木）19:00～21:00	
開催場所	中央公民館（三の丸会館）3階 小ホール	
事務局	大和郡山市 総務部 企画政策課	
出席者	委員	中川教授、澤井名誉教授、 市民公募委員（磯委員、伊藤委員、帯谷委員、梶谷委員、 金田委員、北原委員、鯛委員、高原委員、中野委員、 中村委員、西本委員、沼田委員、福嶋委員、藤原委員、 森井委員、横田委員） 市職員委員（西尾委員、中尾委員、山中委員、吉本委員、 東田委員）
	事務局	北森企画政策課長、百嶋企画政策課長補佐、澤田
欠席者	委員 12名	
議 題	第2次条例案（たたき台）について	

議 事 概 要

1．開会挨拶等

事務局から以下の報告がある。

- ・本日の欠席者について

2．前回議事録の確認について

内容については異議なし

3．議題

「条文素案」の議論

会 長 今日第 12 条に入っていくと理解しているわけですが、時間がもったいないので早速、作業の方に入らせていただいてよろしいでしょうか？

委 員 今日いただいた各条文（今まで議論した条文のまとめ）についてですが、ちょっと議論と違う条文になっているところがあります。これについて修正をお願いしたいです。

会 長 それは議事録の確認の後に議論しましょうか。それではまず会議録の確認をしたいと思います。何か不都合等ございますでしょうか。

異議なし

それでは、さきほどご発言がありました件について議論していきたいと思いますが、どの部分ですか？

委 員 まだ全部は見えていないのですが、まず第 6 条について、「市民の責務」第 3 項で「市民は、行政サービスに伴う必要な負担を市民一人一人が負担するものとする。」となっています。これは第 20 回の策定委員会で「市民は、行政サービスに伴う必要な負担をするものとする」となったと思います。次に第 9 条第 4 項は「市議会は、その役割及び責務を遂行するにあたり、市政調査、議案提出等の立法機能の強化と政策立案能力を高めるよう努めなければならない。」であったと思います。これは第 22 回の議事録 22 ページに書かれています。

会 長 はい。わかりました。事務局どうですか？

事務局 再度、前回と前々回の会議録を精査し、次回に示します。

会 長 毎回の議論をまとめたものを、こうしていただけるというのはありがたいことですが、これで確定というふうに皆さん思いますので正確をお願いします。それでは第 12 条に入っていきたいと思います。

委 員 その前にちょっと質問というか確認なんですけどよろしいでしょうか？第 11 条の第 3 項のところに「市長は前 2 項の規定する～」とありますが、この「前 2 項」というのはどういう意味にとったらということなんです。どういうことかということ、前の 2 つの項なのか、2 番

目の項なのか、通常ではどうなんですか？

会 長 前2項といたら、2つとも入ります。第2項だけであれば「第2項に規定する～」となります。ですから「前2項」となっているので、第1項と第2項の両方ですね。

委 員 語尾の言葉の説明についての資料をいただいています、これが全てですか？

事務局 そうです。

委 員 ちょっと非常に矛盾だというふうに思うのが、例えば「努める」という言葉ですが努力規定になっていますけども、例えばその上にある「するものとする」は完全に義務づけというか義務規定というふうに理解して良いかと思えます、言葉として。例えばこれらを組み合わせた「努めるものとする」という言葉がよく使われておりますけども、という場合は、どういうふうな理解をしたらいいわけなんですかね？

会 長 その場合は「ものとする」に、あまり重い意味はなくて、むしろ「する」「努める」の比較で考えた方が良くと思います。だから「努めるものとする」は、「努める」そのものです。

委 員 じゃあ「努める」という言葉が入っておれば努力規定ということですか？

会 長 そうです。

委 員 これらを組み合わせたら非常に曖昧な文章になりますね。実際に条文の中はかなり含まれていますし、この2つの語尾を資料のとおり理解すると非常に逆にややこしい話になってしまうなあって、だから「これが全てですか？」と申し上げたんです。

事務局 一番上の「しなければならない」が一番きついわけですし、私どもにしても必ずこれを条例ができた段階でしなければならないということで、かなりきついんです。それ以外の「するものとする」「努める」

は、それよりも弱く努力規定となります。ということで、大きく2つに分けて考えてもらえれば分かり易いと思います。だからどんな形で書いてあっても一番上の「しなければならない」が必ずということになり、それ以外は努力になると考えてもらえたらと思いますし、前の指摘のことで言うならば全体の大枠ができた段階で、言葉尻の部分について努力規定にするのか等、再度チェックしていかなければと私は思っています。

委員 はい。分かりました。

会長 だから、大きく分けて努力規定と義務規定ですけど、後ろの語尾の納め方によっていろんなニュアンスがある、もう少し詳しくせんといかんというようなことだと思えます。だから例えば「努める…

委員 これは法律の辞典からの抜粋ですか？

事務局 法律の説明書があり、そこからの抜粋です。

会長 だから、もっとグラディエーションを加えたら「努めるものとする」といえば「努めることを原則とする」になります。また、「努めなければならない」というのもありますね。努力することを義務づける、しかしその結果、可能である・不可能であることも想定する、という事柄の場合はそういう使い方をしますね。それから「しなければならない」は不可能なことはあり得ないということを前提としているわけです。だからその背景にあるものを考えながら努力規定、義務規定その間のグラディエーションを選んでいくわけですね。その辺のニュアンスは事務局が言ったように最後にもう一度チェックしたらよいと思います。

それでは第12条にいきましょう。A案とB案の違いについてですが、第2項が少し違うということです。B案の第2項は「～市民の福祉の増進を図るため～」となっています。A案の第2項は、「～持続可能な社会の増進を図るため～」となっています。

委員 B案第2項の「最小の経費で最大の効果を挙げるように努め～」を入れた理由・目的はどういうふうに理解したらよいですか？それは特

に他の執行機関に限らない気がします。

会 長 「市長」のところで言っていないのにとまりますね。だから同じ言い方に戻しても良いかと思えますね。「市長」の場合、「効率」という言葉を使っていますよね。

副会長 地方自治法ではどうなっていますか？これは地方自治法の文言なんですね。

会 長 「効率的かつ効果的な」という言葉を「市長」の方では使っていますね。地方自治法の言葉がここだけ残ってしまったというのが実態ですかね。

委 員 この文言は入れた方がいいんですか？入れない方がいいんですか？これは僕らの目の届かないところと違うのかな、こういう組織は。

会 長 そうでもないです。

委 員 これは特に財政的なことだと思うので、それであるなら第 18 条のところで無駄を省くということで書いた方が良いでしょう。

委 員 だからそういう考えであればカットしたらいいし、わざわざ入れるのであれば入れといたらいいし、問題はそこ。

会 長 入れても別に支障はないんです。ただ「市長の役割と責務」との間での整合というのか、同じような行政機関なのに「市長」の時はこういう書き方をしていないのに、ここでこういう書き方をすることについての是非をどう考えるか。これは市長以外の他の委員会とか行政委員会ですから、むしろ「最小の経費で最大の効果を挙げるように」とした方がかえって良いのではないかという意見も出ています。

委 員 それで入れたんだと思います。

会 長 それでは「最小の経費で最大の効果」というのは、入れておきましょうか？ 異議なし

それではもう一つの違い「持続可能な社会の増進」があります。ちょっと変な言い方ですが、「持続可能な社会の増進」なのか、「市民の福祉の増進」なのか、どちらの方が良いんでしょうね。これはワークショップで出てきた意見なんですね。

委員 B案の方が妥当だと思います。

会長 B案の方が妥当だという意見がたくさん出ています。
持続可能な...

委員 A案の方が妥当。市長を除く執行機関といえ、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産税評価委員会。そういうのが市長を除く他の執行機関とすれば何か福祉増進を図るような組織体ではないですね。だから「持続可能な社会の増進」といった方がむしろ「他の執行機関」に共通して言える表現だと思います。

会長 ここで言っている「福祉」というのは昔の「福利」という言葉ですよ、きっと。

委員 たたき台全般に副詞や形容詞がやたらにたくさん出てですね、意味が非常に抽象的になっているんですけども、例えばこの第2項で言うと「持続可能な社会の増進」という言葉が出たり、「他の執行機関は、～他の執行機関と協力連携しながら～」と「他の執行機関」が2回でているわけですから、言葉の文章上も不釣り合いになっています。先ほどの「最小の経費で最大の効果」、これは費用対効果のことを言っていると思うんですけど、そういう風に今風の言葉に直した方が良さそうな気がします。関連して同じようなことが第3項にありまして「多様な方法により積極的な～」とか、第4項の「市民に分かりやすく」といった形容詞や副詞がいっぱい出てきていて、全体としてちょっと分かりにくい。条例としては意味がなくなっている感じがします。

委員 この自治基本条例というのは現代もそうなんですけど、どちらかというとこれからのものだと思うんですね。そういう意味で言うと、現代の大きな問題である「持続可能な社会」が非常にウエイトが大きいと

思います。そういう面からA案の「持続可能な社会の増進」は是非いれたらよろしいんじゃないかと思います。

それから第2項の「最小の経費で最大の効果」と、第4項の「簡素で効率的な」は同じようなことなので整理した方が良いと思います。

会 長 論点がいくつか出ていますが、1つは「持続可能な社会の増進」か「市民の福祉の増進」かということ。2つ目は「最小の経費で最大の効果」については議論がまだ決着していない。それから3つ目は、「多様な方法」や「市民に分かりやすく」といった形容詞が多すぎるんじゃないかということです。全体で3つ出ています。

委 員 もう一つ、第2項の「他の執行機関と協力連携して」というのが「他の執行機関」とだぶりますので。

会 長 これは言葉の使い方が難しいですね。「市長を除く執行機関は」とやれば、この「他の執行機関」という言葉が使えるんですけどね。「自分以外の執行機関と連携してください」という意味なんですね。ところが、「市長を除く執行機関」は（以下、「他の執行機関」という。）とやっちゃっているから、これ何か処理の仕方なかったですかね。

委 員 「持続可能な社会の増進」や「市民の福祉の増進」はいらないんじゃないかと思ってるんですね。基本原則にもあるわけですから、あまり何回も同じ言葉を使わなくても良いんじゃないかと思います。

委 員 ということは、A案の第2項を全部、削るということ？

委 員 全部、削るというか、「持続可能な社会の増進」はいらないんじゃないかと。

委 員 全A案の第1,3,4項でいくということ？

委 員 「最小の経費で最大の効果」は必要かと思います。

委 員 それをどこに付けるかですね。第4項の「簡素で効率的な」に含まれるのでは。

会 長 第12条の第1項そのものは皆さんOKですよ。第2項については「他の執行機関は」の後、このややこしいのを外そうという案ですが、一度外してみるとします。そうすると「他の執行機関と協力連携しながら」というのがまだ残ってくるので、「執行機関相互に協力連携しながら」にしたらどうなのでしょう。おそらく首長も入ってくるでしょう。「最小の経費で最大の効果」はどうしましょう？

委 員 第4項に同じようなことがありますから。

会 長 第4項は「組織」なんです。第2項は「執務」(行政執行)なんですよ。いったんそうしてみませんか？第3項の「多様な方法により」というのは、「市民参加・参画をできるだけたくさんやってくださいよ」という意味ですよ。それから第4項の言い方は最近多いですね。

はい、そしたら整理してみますね。整理というより決断ですね。

第12条第1項は、A案B案共に同じです。これについてはご異論ございませんか？ 異議なし

それでは第2項、いったんまとめた案を言います。「他の執行機関は、執行機関相互に協力連携しながら最小の経費で最大の効果を挙げるように努めなければならない。」というふうにします。これが第2項の変更原案です。

それから第3項はこのままです。第4項もこのままです。

委 員 形容詞についての問題はどうなりますか？

会 長 それについては、外した方が良いという強いご主張があれば議論したいと思います。このままで良いというご意見もありますので。これについてはお諮りしましょうか？第3項については「多様な方法」とかは入れておく、外す、いかがお考えでしょう？

委 員 あの「持続可能」というのは結局はなくなっちゃったんじゃないかな、今までで。前半の方で「持続可能な」というのがあるから、後の方では言わなくて良いというような感じの意見でしたよね。だけど前半の部分にもなくなってしまうように思うんですが。

会 長 そうでしたかね。基本理念に入っていますよ、第3条第3号。

それではよろしいですか。それでは「多様な方法」というのを入れた方が良く、外した方が良くについてお諮りします。市民の側からしたら、ここまで丁寧に書いてくれるというのは、ありがたい話ですよ。行政がここまで自分の手足を縛ってくれるというのは。

委員 なかなか市長を除く執行機関の公開が行われていませんので、そのあたりも入れた方が良くないんじゃないでしょうか。

委員 情報公開なんかが、良いかもしれませんね。政策形成の過程において情報公開を積極的にする。教育委員会で虚偽の採用とかね。点数どうのこうのとあるだろうし。「情報公開」という文言を「多様な方法」よりむしろ入れた方が良くような気がしました。

委員 そうですね。

事務局 第20条で情報公開について書かれてありまして、そこで「条例を作ってやりなさい」とか書いていますので、よりもっと縛るような書き方が後々出てきますので、あえてここで入れる必要があるのかなというのがあります。

委員 あんまり同じことを繰り返しても意味がないですね。そうしたら「多様な方法により」を削りましょうか？

委員 削らなくても良くないじゃない。市民の立場からしたら分かり易いですよ。

事務局 行政側からすると、いろんなやり方で市民に参画を求めるという意味だと思うんですよ。公募の委員さんを募るのもそうだし、

委員 全く答えになっていないと思う。

事務局 そうですかね。そういう意味だと私は思うんですが。

委員 いや、全くやらないというのも「多様な方法」のひとつだから。

会 長 促すための「多様な方法」なので、やらないという選択肢はないと思いますけどね。それでは第3項は原案通りでよろしいですか？

委 員 「迅速な」というのを入れたらいいんじゃないかと思います。どうも、もたもたしてやっているところもありますので。

委 員 あんまり文言を入れたら何を書いているか分からなくなりますね。

会 長 それを入れると「市長」のところでも同じように入れなくてはいけなくなります。だからどこかで全体をくくった、例えば行政運営の全体的な原則のところでくくった方が良くと思います。何でもかんでも、くっつけていったら全体のバランスで、また「市長」のところでは付け加えていくということになりますでしょ？確かに「遅いなあ」と腹立つことがあるかも知れませんが。

はい。それではもう一度、確認しますね。第12条第1項は原案通り。第2項は、「他の執行機関は執行機関相互に協力連携しながら、最小の経費で最大の効果を挙げるように努めなければならない。」

第3項、第4項は、原案通り。よろしいですね？ 異議なし

それでは第13条にいけます。A案は「市民の信託を得た市長の監視監督の下、」というのがあります。B案は「常に市民本位の立場に立ち」というのが入っています。順番は違いますが、「大和郡山市民全体の奉仕者として」という文言が両方に入っています。第1項はいかがでしょう？

委 員 B案で「大和郡山」を削って「市職員は市民全体の奉仕者として」ということで良いと思います。

委 員 「市民全体」の「全体」も取ってしまったらどうですか。

会 長 それはちょっとまずいです。「市民全体の奉仕者」であって「市民個人個人の奉仕者」ではありませんから。「全体」を取ってしまったらとんでもないことになります。

委 員 俺だけの奉仕者になるわけや。

会 長 そう勘違いする市民が、実は圧倒的に多いんですよ。

委 員 「職員はこの自治基本条例に宣誓しなければならない」という文言は入れられないんですか？

会 長 それは良いんですけど、憲法に宣誓していますから。宣誓しなければ採用されません。日本国憲法に対して忠誠を誓います。

委 員 自治基本条例に宣誓している自治体はあるんでしょう？

会 長 自治基本条例に宣誓しているところは聞いたことはありませんが、おもしろいかもしれませんね。

委 員 市職員になった時に、憲法と自治基本条例に宣誓するいうのをどこかで聞いたことがあるんですが。

会 長 それは可能ですよね。「憲法及び地方自治法ならびに 市自治基本条例に忠実に誓うことを誓います。」はあり得ますね。

委 員 それはここに入れられませんか。

会 長 誓わなくても義務づけられていますから従わされるわけです。別に忠誠を誓わなくても、これに強制力がありますから。「～なければならない」と書いているわけですから、これに反したら職務倫理規定違反になります。

委 員 A 案は「市長の監視監督の下、」となっていますが、市長がかわれば市政も変わると、で市長は我々が選挙で選ぶわけですが、B 案の場合はそれが抜けているということは、市長がかわろうがかわるまいがもう市職員は市民のためということであればやっていけばよいというふうになります。我々が市長を選択しているにもかかわらず、市長がかわっても何ら市が変わらんというようなことに、B 案であればなるわけです。

会 長 そんなことありません。第11条で「市長は～市職員を適切に指揮監

督し、」とちゃんと入っているわけですね。だからそれを「市の職員」の側でも受けてたって記述するかどうかだけの問題であって、職員は当然に指揮監督に入るわけです、書かなくても。わざわざ書く必要ないんです。

それではB案でいきましょうか？

委員 第1項の「公正かつ誠実に」のところで悩んでいるんですけど、「公正」という言葉にセットで「公平」という言葉を付けた方が良いのかどうか。「公正」の中にも「公平」も広い意味で含まれなければ公正は成り立たないでしょうし。

会長 これは明らかに「公正」です。というのは「公平」を使うと論争が起きるんです。「公平」は入り口の公平を日本国憲法上ではだいたい意味していますけども、結果の公平を言う人もいます。

委員 2つの言葉を並べた方が良いのか、それとも「公正」だけで良いのか。

会長 「公正であるためには誠実でなければならない」という2段構えなんですよね。だから外形的基準としての公正さを意識してください、法律を守りなさい、条例を守りなさい、内面的な自分の倫理規律として誠実さを保ちなさい。それが倫理なんです。だから公正であるだけでは駄目なんです。内面の誠実さも要求されます。だから公務員の掟は厳しいんです。

委員 そうすると過去に使っている「公正」も「公平・公正」ということに。

会長 そういう意味です。だから「公正」を外して「公平」だけにするとややこしくなりますので、「公正」のなかに「公平」も含めて解釈すると。それから「市長の監視監督の下」というのは、「市長」のところで「適切に指揮監督し」とありますので敢えてここで載せる必要はないのではないかと私は答えてしまいましたけども。ほっておいても監視監督されているわけですから、監視監督ときちんと書かなければ実効性がないのかなと思います。

委員 「時の市長に従え」という意味合いもありますね。

会長 実はちょっとこれも議論があるんです。場合によって市長が法律違反を強制する時があります。その時はその市長に従わなければいけないのか。その場合は法律が優越しますから、市長の言っていることに従うと処罰されます。だから何でもかんでも市長の統制権の元に服するという書き方は穏当ではない。しかし市長は職員を監視監督する責任がある。市長責任はきちっとする。それが本来のバランスではないのかという言い方はありますよ。

委員 現実に市職員の方どうですか、市長がかわって政策とか変わる部分を感じますか？

事務局 政策が変わることはありますけど、市民全体の奉仕者という立場は市長は全く関係なしで存在しています。

委員 そこで奉仕者という言葉ですが、宗教的な感じがするんですが、奉仕精神といったら対価を求めずして労の役務を提供するというような、まあ給料をもらってやっているわけだから、奉仕者というような表現、名張市の場合は通っているようですけど、こういうのが法律用語的に奉仕者という言葉が出てきていいんですか。

会長 憲法にあります。「全体の奉仕者として」とあります。

副会長 それを受けて国家公務員法に代えたんですね。

委員 金をもらわなくても。

会長 お金をもらって奉仕者ですよ。奉仕と言えば金をもらわないことではないです。

委員 金をもらっても奉仕ですか？

会長 はい。サービスというんです。

委員 サービス産業だと、自治体は。そういう意味で日本語で言えば「奉仕」となるんでしょうけど、そういう認識が希薄な部分が自治体、多いですからね。そういう意味で奉仕・サービスと入れるのがベターだと思いますけど。

会長 だから例えば、旅館のサービスも奉仕なんですね。お客様へのご奉仕なんですね。だからタダではないです。これはもともとキリストの奉仕者からきてるんです。Christ servant（クライスト サーバント）つまり牧師さんを意味しているんですが、「公務員は牧師のような態度であれ」というアメリカのピューリタニズムからきておりました、パブリック サーバントという言葉なんですね。だけど牧師さんはクライスト サーバントなんですよ。だから「公務員は神に仕えるような気持ちで全体の利益に対して仕えなさい」という意味なんです。だから牧師さんはお金をもらっていないかということ、もらってますね。給料をもらってます。無給の牧師なんていません。だから日本人の考えている奉仕というのは利益を取らないとすぐになりますけど、無償の奉仕というのはむしろ、それの方が異常なんですよ。

委員 市長の監視監督についてですが、昨日でしたかね、大和郡山市の生活保護者の移送費の問題がテレビで取り上げられていましたが、国からの通達があった場合にそのとおりするのかしないのか２つ選択があるわけですか。この場合はどうなるんですかね。

事務局 障害者加算・移送費があるのですが、大和郡山市の場合、障害者加算の中に移送費も含まれているものと解釈していましたが。テレビで取り上げられていた通達の前からそういう解釈でした。で、この解釈が誤っていたので謝ってこれからはちゃんと出しますという報道内容だったと思います。

委員 心配しているのは、監視監督から外れた行動をしたときどうなるのかということなんです。

副会長 それはさっき会長が言っていたように、法律に反した市長の命令は違反なんです。今回の場合は、通達というよりも生活保護法の解釈として移送費がついているのに大和郡山市はそれを誤って解釈してい

た。市民側としては、公正誠実にちゃんとやって法律を解釈しているのかという具合に問いただしていかないといけないし、そういう権利があります。

会 長 はい。それではよろしいですか。第1項について確定をしていきたいと思います。B案のうち「市職員は市民全体の奉仕者として常に市民本位の立場に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行し、市民との信頼関係の構築に努めなければならない。」ということで、よろしいでしょうか？

委 員 努力規定でなくても義務規定にすべきではないでしょうかね。

会 長 あのね。「努めなければならない。」以上は無理だと思います。というのは、基準が定められない。どこまで頑張ったら達成されたのか難しいでしょう？努力を義務化する規定です。努力をしなければならないわけですから、きついですよ。おっしゃっているのは「努める」で止めるということですか？

副会長 例えば「市民との信頼関係の構築をしなければならない」としたら、かえってくずすことになっちゃいますね。

委 員 第16条で「行政評価」がありますので、そのあたりで評価されるということじゃないんでしょうかね。ですから、これはこのままでいいんじゃないですか。

会 長 はい。それではもう一度お諮りします。「市職員は市民全体の奉仕者として常に市民本位の立場に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行し、市民との信頼関係の構築に努めなければならない。」でよろしいでしょうか？ 異議なし

第2項はA案とB案がありますが、B案の「地域社会の一員であることを自覚したうえで～」、A案の「～社会の変化に対応して」のどちらが良いですか？あるいは足し算するとか。

委 員 B案の方が良いですね。

会 長　そうですね。市職員も市民なんだよということですよ。B案の支持が多いようですが、B案でよろしいですか？　異議なし
第3項は両方一緒のように思いますが、これでよろしいですか？

副会長　「市職員は、職務の遂行～」となってますけど、「職務を遂行～」ですよ。

会 長　そうですね。「職務を」に変えましょう。

委 員　第3項はコンプライアンスで「法令及び条例等を遵守」でいいですけど、市長とかが悪いことをしたときに何をするかとか、そういう社会正義みたいなものを職員の責務として、第3項に入ればよいと思うんですけども、表現が難しいですよ。

会 長　コンプライアンス、どっかになかったかな。それは第24条「公益通報」にあったでしょう。「公益通報」で受けていますね。

はい。よろしいでしょうか。それでは第3項は「職務を」に変えて確定させます。

それでは第14条の総合計画に入ります。A案、B案の違いは第2, 3項になります。これについては一括してご議論いただけますでしょうか。第1項で「市民参加のもと、策定する」となっているんですよ。それがB案の第2項では再び「市民の声を聞く」となっていて何か重なりがあるような気がしますね。総合計画を策定するときは市民参加のもとでやるといっているのに、また第2項で「市民の声を聞く」というのは、ちょっと変ですよ。

委 員　おかしい。第一項で「市民参加」と入れていますからね。

会 長　これをとって「市は総合計画が策定されたら速やかに特定分野ごとの計画の整合を図る」とすると、「速やか」が入るか入らないかですよ。「速やかに」は入ろうと入るまいと一っしょかな。実際に整合性を図りますよね。敢えて入れるならば、「市は総合計画と特定分野ごとの計画の整合を速やかに図るものとする」です。

委 員　変やな。「速やかに・・・」

会 長 「速やかに」入れなくていいですか？

委 員 わざわざ入れなくても当たり前のことですから。今までできていなかったというのなら別ですが。

会 長 そんなことないです。

委 員 そうですよ。

会 長 A案の第2項の方がすっきりしてる気がしますね。それではひとつひとついきましょうか？第14条第1項はA案しかありませんが、これはこのままで大丈夫ですね？よろしいですか？ 異議なし

第2項についてはA案の方がすっきりしているのではという声の一部でしたが、このとおりで良いですか？ 異議なし

では第3項、「適正な評価に基づいた進行管理」に関してはABとも同じですが、「政策等の目標を数値化し市民生活の満足を得るために」と細やかに書いてあるのがA案です。このあたりについてはいかがでしょう？

委 員 数値化できるかどうか問題ですね。

会 長 「数値化」とあった方が良いでしょうか？ 異議なし

副会長 「数値化」と書いたら、やりますよ。

会 長 はい。(数値化を)無理にでもやります。

委 員 市民生活の満足度ってどうやってはかるんですか？

副会長 私がやっているのはアンケート調査です。

会 長 だからね、ここは「市民生活の満足を得るために」というのが怖いんですね。満足なんて欲張りであればあるほど満足しませんよね。

委 員 いや、それはアンケートのとり方で説明の仕方も変わってしまいま

す。

委員 それでは、「数値化し」までにしときますか？

会長 「数値化し、市民生活を向上させるために」とかであれば良いのでは。

副会長 「満足」は主観的なものですからね。

委員 そうですよ。 「市民生活を向上」にしましょうよ。

会長 「市民生活を向上させるため」としましょうか？ 異議なし

委員 ここでいっている第3項の「数値化」とは、総合計画でいいなさいということなのか、特定分野ごとの計画でいうのかどちらですか？

会長 総合計画ですね。 そうすると特定分野ごとの計画には、さらにはっきりと数値を出さなくてはいけなくなってきました。

これは少し余談ですが、総合計画の審議会をやっていますが、私が個人的に関わっているのが生駒市、西脇市、神戸市、豊中市ですが、現在作ろうとしているもの、それから作り終えたもの、全部に数値を入れました、目標数値は。 入れるのが難しいというのがですね、福祉とか教育とか文化なんですけど、これも達成化数値ではなくて、これだけの出力数値、これだけの事業量はやりましょうというアウトプット数値は入れています。

副会長 大阪狭山市でも入れたな。

会長 そうですね。 ですから今日的にはもう入れるのが流れですね。 入れやすいのは例えば、「緑被率何%に上昇させます」「河川BODをこれだけ下げます」とかは入れやすいんですよ。「大気汚染をこれだけ軽減させます」とか。 わりと難しいのは「市民の参加率をこれだけ上げました」とか言った時に何を持ってパーセンテージをとるのか、いろいろ議論があります。

副会長 おおいに議論した方が良いでしょう。

会長 そうですね。それは、むしろ良いことですよね。「どういう数字を選ぼう」とかね。そこに市民が参加してくれはったらいいんですよ、もっとね。

委員 参加があんまり進んでいないと満足度は計りづらいと思います。

会長 はい。それでは

委員 第14条の第1項は、一番問題なんですよ。「市民参加のもと」といっても市民に2,3人加わってもらっただけではいかんし、いわゆるB案の第2項で言われている「市民の声を聞き」とかね。具体的に「計画と整合性を図る」というところをもっとやらんことには、通常、総合計画みたいなものは、シンクタンクに頼んでですね、餅みたいな形でパッと作って置いておくくらいなもので、何ら実効性がないというところに、作る段階からもっと市民の声を取り込んで市民のための総合計画をつくる、で作った後は、実効性の問題で、やっぱり特定分野と整合させながら進めていくという、本来、第2項のB案で言ってるんだけど、こんな条文の中に幼稚園みたいな言葉、ちょっとあまりふさわしくない言葉でA案の方にいったけども、このB案の第2項の精神みたいなものは、A案の第1項「市民参加のもと」というところに、もっとうまいこと放りこめたらいいと思いますけど。そしたらもう第2項はB案でいいし。第3項なんかは数値化しようが満足を得るためにどうのこうのしようが勝手にいくもんだから、まあ市民の声を聞いてもいいけども、適正な評価をしながら管理はしていかなあかんと、進行管理はね。だからこういう形容詞、「市民の満足」とか「目標を数値化」こんな別に、あってもなくてもいいように思いますけど。要は第14条第1項、この「市民参加のもと」というところをもっとうまく表現したようなものを放り込んだ方が良く私は思うんですけど。どんな言葉が良いのか分からんですけどもね。

委員 私も実は総合計画の策定に関わったんですけども、その市民参加というのが各種団体が8割から7割ぐらい、一般公募の市民が3割ぐらいということで、それで実態としては各種団体の方は義務的に来られ

ているだけですから、ほとんど意見もなしに会議を早く進めて早く帰りたいという実態を見てきています。さきほどの意見のように形骸化した市民参加にならないように、条文を考えていただきたい。

委員 だから「市民の声を聞いて総合計画を策定する」では。

会長 あの...

委員 あのちょっとよろしい？今ね、言われたことで僕も総合計画ということで市民参画で、私はじめて定年になって出ました。民生児童委員の代表、自治連合会代表が来られますが、ここの条文の「市民参加」という文言をどんなものに変えても、実際にやっているのを見たら背中が寒くなります。ですからここは「市民参加」という言葉にしかできない。本当に一生懸命、市のことを考えてやる人間を増やす方が先ですわ。それをやってほしい。だから、ここはこれでいいですよ。

会長 大変、良い議論ですね。こちらは「言語として、もっときちっと『参加』の枠組みをはめるような言葉を選べないだろうか」と言われたんですね。で、こちらの方は、「言葉の問題ではない。参加というシステムはここで保障されるわけだけど、そこに出てくる市民性の問題であり実態の問題だから、そこは今後の課題であり、言葉をどれだけ変えても一緒だよ」ということです。

委員 熱心なのはボランティアの市民でしたよね。

委員 そうです。で、最後まで出てくるのは3割の人間（公募）ですわ。

会長 ですから、これは「市民参加のもと」と書いているだけでも、今までよりも強烈な文章になりますよね。もう一つは、「市民の声を聞く」という言い方ですけど、これも現実には、「パブリックコメントもしましょう」、「アンケートもとりますよ」、「市長への手紙」とか、なんぼでも意見は聞く方法ありますよね。それをちょっとやったからといって「市民の声を聞きました」ということは可能ですわ。だから言葉の問題というより実態の問題があとの課題として残っていると、理解した方が良くないですか？言っていることはよく分かるんです

が。だから言葉でなんぼはめていっても、それは限界がある。それをどこで担保するのか。後ろの方で「公益通報」も担保だし「パブリックコメント制度」もその担保になっていくでしょう。だからこの条文であんまり比重かけてもしょうがないんじゃないかな。

委員 そうしたら、第1項は「市民参加のもと、」の「、」はいらないと思うけど、その「参加」と「参画」の意味はどうなりますか？

会長 これは「参画」ですね。計画策定に参加するんだから「参画」ですね。

委員 第1項でこんな総合計画を作りなさいとっているわけですが、第2項以降の主語は「総合計画」にすべきじゃないかな。「市は」じゃなくて、例えば第3項の場合、「総合計画の内容は」が主語なんじゃないのかな。

会長 それはどっちでも良いですよ。総合計画の遂行責任は市ですからね。

委員 市が作りなさいと決めていますよね。で、その後、内容についてはね、「この計画は」これが主語になって、こういうふうなことをそういうのにしなさいと。だから例えば「適正な評価に基づく」...

会長 あっ、意味分かりました。例えばこんなことでは？「総合計画は特定分野ごとの計画と整合を図るものでなければならない」とか、そういう言い方では？それは分かりました。で、一体その責任者は誰なんですか？と、また言われるわけです。

委員 そう、だから、「市は」と主語を入れておいた方が良いでしょう。

会長 だから、主語と述語・・・英語で言ったら目的語がありますよね。その目的語を主語にする方法はありますが、ここの責任主体を外してしまうとまずいと僕たちは思うんですけど。「総合計画は特定分野ごとの計画との整合性を図らなければならない」とか言い方ありますよね。「市は」という言い方がくだくだしいという感じですか？

委員　しかし前の条文から言ったら（ ）で項目がなされているものが主語にきてますな。「市職員の責務」のところは「市職員は」、それから「市長を除く執行機関」では「他の執行機関は」ですね。こうきているわけだから第1項で「市は総合計画を市民参画のもと策定する」とあるから、「総合計画は」でも良いと思います。その方が分かり易いかもしれませんな、主語が「総合計画は」ときたほうが。

会長　第2項くらいは構わないと思いますけどね。

委員　第2項目以降、2, 3, 4項ですね。

委員　第3項はおかしいでしょう。

委員　「市は」と書いている方が読み易いんちゃうの？

委員　条文のタイトルが主語に来た方が良いと思います。

事務局　後半は「総合計画」とか「情報公開」とか「コンプライアンス」という形で、そういう一つの項目が出てくるので、それが全部、主語になっていくとは限らないと思います。今までは「市長」とか「市議会」でしたが、これからは具体的な部分に入っていき、市がやること、見直すことになっていきますので。

副会長　やっぱり、「総合計画は」の「は」は主語じゃないですよ。説明するための「は」なんだよね。だから主語がどっかっちゃう。日本語って難しくて「は」というのは主語を示す「は」というのと、説明する時の「は」というのがあり、「は」が一緒なんです。

会長　はい。それではもう一度いきますよ。第14条はA案の原案を生かしながら「市民参加」を「市民参画」に変えるということによろしいですか？

委員　総合計画ですから「基本理念」「基本原理」は、いらないですか？

会長　原理というのはなくて、原則でしょ？

副会長 縛りはきつくなるな。

会長 そうしたら「基本理念及び基本原則に基づき」？
あともう一方、手が拳がっていましたね。

委員 どうでもいいことなんですけど、語尾が「策定する」で終わっていて違和感を感じますので、「策定しなければならない」とした方が良いんじゃないでしょうか。

会長 はい。伊賀市や岸和田市も「策定しなければならない」ですね。では「策定しなければならない」でやってみましょう。縛り付けるのが皆さんお好きなようですが…。最後になってよく見てみましょうね。

第14条「市は、この条例で定めた基本理念及び基本原則に基づき、市政運営の指針として基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」という。）を市民参画のもと策定しなければならない。」
まあでもこれ「策定しなければならない」でも大丈夫なんですよ。地方自治法で基本構想は議会の議決を経て定めなければならないことになっていますから、実際。ただ自治法でいうのは「基本構想」までなんで、「基本計画」までいうてませんから、自治基本条例に基づき「基本計画」が義務付けられたわけです。

第2項、「市は、総合計画と特定分野ごとの計画の整合を図るものとする」

第3項、「市は、総合計画の内容を実現するため、実施する政策等の目標を数値化し、市民生活を向上させるために、適正な評価に基づいた進行管理を行うものとする」

第4項、「市は、総合計画について、社会の変化に対応できるように常に検討を加え、必要に応じて見直しを図るものとする」

ということでよろしいでしょうか？

委員 「策定するものとする」だったらダメなんですか？ そうしたら全部、「ものとする」で統一されるんですが。第1項と第2, 3, 4項で語尾が違ってますので、そろっていた方が良いんじゃないでしょうか。

会長 進行管理も全部、義務付けますか？

委員 岸和田市のだったら全部、「しなければならぬ」ですね。

委員 そうか、「策定するものとする」にするかですね。

会長 「策定しなければならぬ」としたために、全体がうまくいかなかったんですね。第1項で「策定するものとする」とすると、以下は合いますね。

委員 「しなければならぬ」と、「するものとする」とどっちが…。

会長 それは「しなければならぬ」の方がきつい。

副会長 ただ第1項については、「しなければならぬ」なんですね、地方自治法でね。

委員 他市の参考条文は全部、「しなければならぬ」です。

委員 玉村町では「努めます」となっています。

会長 正直言って、第14条第1項を「策定しなければならぬ」と強めたところで、現状も「策定しなければならぬ」という水準は確保されているので、さほど行政にとっては厳しい話ではないです。しかしながら、計画の整合性を図るものとはもかくとして、「数値化」あるいは「適正な評価に基づいた進行管理」については義務付けると、かなり厳しいです。

委員 ただ計画を作るだけではないんです。やっぱり数値化して目標管理をきちっと進行管理しないことには、民間会社みんなやっていますからね。それがなければ一端で終わってしまいますよ。計画作ったって何の意味もない。

会長 第3項の書き方でも、今までにない大和郡山市になると思うんです。で「進行管理を行うものとする」、「目標を数値化するものとする」わけですが、もししない場合は「なぜ、しないのか」という説明を市民に対してしなければすまないわけです。できなくなりましたと

いう理由を、その方がしんどいでしょ？だからこれ、原則的にしてしまっているわけです、「するものとする」で。だから義務規定にしなくたって実効性は担保できると思うんですけど、やって当たり前でしょという意味になると思うんですね。

はい。それでは第14条第1項は「策定しなければならない」とし、第2項以下は「するものとする」で一応いきましょうか？

異議なし

会 長 はい。それでは、次は第15条です。A案に3つ並んでいるのはA、B、C案ということですね。第2、3項は共通ということみたいです。それでは第1項ですが、「総合計画及びこの条例で定める行政評価の結果を踏まえ、」は同じです。それから「要求があれば公開し」がC案です。B案には、その部分が外されていて「健全な財政運営を行うとともに半期に一度、財政状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。」というところがA、B案の共通点ですね。だから「半期に一度」という部分がC案は「要求があれば公開し」に代わっている。ですが「要求があれば公開し」とわざわざ言わなくても要求があれば公開しますよね。公表が公開でしょ。だから「公開し、市民にわかりやすく公表し」でいいんじゃないのかな。「要求があれば公開し」って何で入れたのかな。よっぽど、大和郡山市は信用されていないのかな。

委 員 これは年に1回ですか、この財政状況。

事務局 議会ですか？決算と予算で半期ごとにやっています。

委 員 半期ごとにやっている。やっていることを続けなさいと言っているだけのことですか。

委 員 第15条については、岸和田市の第27条と比べて非常にシンプルになっているんですが、ここまでシンプルにせず、岸和田市のを参考に、もう少し丁寧にした方が良いでしょう。

会 長 これについては少し議論しないといけませんね、岸和田市のに置き換えるならば。

委員 岸和田市のであれば何か問題があるんですか？

会長 義務付けがここまでできていないんです、今の地方自治法上は。だからこの自治基本条例上の義務付けにして、そこまで踏み込むかという決断が必要ですね。この「2分の1以上を出資している法人」については議会への公表義務は、地方自治法上はあるんですけど、10分の1以上2分の1未満の法人についてはありません。それを義務付けしてしまうという。

委員 それは土地開発公社なんかもですか？

副会長 土地開発公社はもともとあるんです。公社だからね。

委員 18条に「出資法人等に対する指導」とありますよね。

委員 それで、第15条がさらっといってるんですね。

会長 あの第18条に「定期的に公表し」と書いてあるので定期的に公表はしますよね、出資法人に対しては。だから第18条の趣旨を見る限り、10分の1だの2分の1は関係ないですわ。出資しとったら全部ですわ、公表するわけですわ。だからこの第15条でくくっていく必要はないということになります。そうすると、岸和田市みたいな書き方を、先にこっちに持ってくる必要はないということになります。そうすると第15条の第1項については、どうしましょう。

委員 もし要求があれば公開するけれど、要求がなければ公開しないって
いうこと？

会長 ええっと、公開はもう要求があろうとなかろうとしているわけです。

委員 さっきの半期に一度というのは、予算、決算で半期ごとということ
ですよ。

会長 予算1回、決算1回です。だけど財政運営の公開だから、予算の公
開、決算の公開以外はあり得ないわけで、個別の執行帳票の公開とい

うのは個別公表公開ですね。

委員 「半期に一度」という表現でいいんですか？

委員 そやけど現実に「半期に一度」しかできへんのちゃうの？

事務局 決算と予算で10月と4月にして半期半期という考え方でないと半期という意味が合わないんです。その財政を末期ごとに出すということは中途半端な状態では出せないの、結局、予算、決算でださないと、だからそれが半年ずつ出てくるから半期なのかなと私は理解していたのですが。

委員 これだと予算と決算をそれぞれ半期ごとにだすと、とれるので。表現が「半期に一度」だと分かりにくいと思います。

会長 上半期決算見込み、下半期決算見込み、最終決算みたいになってしまいますね。そうすると決算見込みなんて公表できません、完全にはね。

委員 そうしたらどんな文言が良いの？

会長 外してしまったら良いのかも。半期という言葉を外したら良い。それでは議論をまとめていきます。

委員 しかしそれが縛りというものじゃないですか？財政運営というたら夕張みたいにならんように我々が一番気を付けなければならないところであって、その半期に一度公開するというのは予算と決算だよと、1年間の予算それから1年間の決算ということですが、ここで半期と言っているのは決算ベースのもの、まあ決算見込みでもいいけれども、半年ごとにどんな状況や、半年間こうだけでも1年間いったらどうや、それから決算こうや。というような形で市が行うことによって財政意識みたいなものが市の方にも芽生えてですね、そういう状況が市民の方にも分かるということだから、敢えて「しなければならない」「半期に一度」「上半期」「年度」という意味に私は捉えて、さきほど予算と決算と言われてずっと通り過ぎたけれども、あの我々の期待して

いるところは上期でどうや、上期いったところで1年間見たらどうやという見込みですな、それから決算。というようなところがいわゆる我々市民側としてほしいところでもありますし、そういう認識を市の財政という形で扱っているところが縛りがあればそれだけの注意力を持ってやるだろうから、いわゆるそういうところを市に求めている、ところなんで。

会 長 いや、これはもう、財政に確認してください。「半期に一度」と書いて困らないかと、できないことを条例で約束したら、重大なる市民公約違反になるから、これができないというなら外しますから。できるんだったら入れてくれと、それでいいんじゃないですか。

事務局 はい。

会 長 できもせんことを我々が要求しても仕方がないし。

副会長 う～ん、いやこれね、財政計画があればできるんですよ。財政計画で前期の決算執行状況なんかね、で、税収が落ち込んだ、3月の当初予算から見たら9月でこれだけ差が出ているというのはできる、財政計画があればね。

会 長 財政運営やからね。

委 員 行政評価というのはいつ行われるんですか？

副会長 まだ、また別なのこれ。

委 員 行政評価の結果を踏まえてやから結果が出ていないと踏まえないのでは？

事務局 行政評価の条文はまた後から出てきていて、そこで行政評価のシステムができて、なおかつこの財政運営になるわけです。

会 長 まだ、このとおりになっていないわけですよ。将来の理想を今、議論しているんですけどね。だから行政評価はまだないんですよ。

委員 あっこれないんですか。

会長 ないんです。ですが条文では第16条に出てきます。

委員 さきほど会長が言われたように、できるかできないかを財政担当に聞くということではなく、できようができまいがやってもらえばいいんですよ。できると副会長が言っているわけだし。

副会長 財政計画があればです。

委員 半期計画を作っていたらできるわけですか？

会長 あのね、もっと分かり易く言えば、財政見込みとか決算見込みというのは、どこの自治体ももっているわけです。

委員 ださないだけで？

会長 出しますよ。議会に公開しますよ、ある程度ね、前もって。議員にも見せます。ですけど、それはかなり振れ幅が激しいんですよ、見込みやから。特に歳入見込みなんて、ほとんどポテ張りです。だから正確なものは、間際にならないと出てこないわけですね。最終決算が確定するのも翌年の9、10月ですから。当該年度に確定しないんですから。

委員 せやねん。びっくりするような話。

委員 翌年の9月ですか？

会長 はい。

委員 信じられへんやろ？

委員 民間じゃ考えられへんな。

会長 だけど暫定的に確定するのは3月末なんですよ。そこから膨大な伝

票が集まってきて最終集計するのが4, 5月の出納閉鎖期間です。この間に、取り漏れとか、支払い漏れとかを処理するわけですよ。これを前年度予算で処理していったら、最終整理されるのが5月の出納閉鎖。

委員 考えてみいや。3月で決算終わるのに、5月に出納閉鎖という言葉が出てくる。おかしいやん。だからおかしくなるねん。

委員 官庁がそういう管理をしているから、ずれていくわけですよ。

会長 最終的にそれが認定されるというのが9月ということであって、数値的には5月末日を持って確定するわけです。ほとんど変動幅なんて1割も2割もありません。コンマ数パーセントが4, 5月で埋められるだけです。だから3月末でもって、ほぼ決算見込額は分かるんです。

副会長 だから企業会計とね、官庁会計の違いというのがあるんですよ。企業会計というのは発生主義だからね、その段階で決まるでしょ。ところが官庁会計だと...

委員 じゃあそういう体質はなおらないの？

会長 体質じゃないんです。

委員 できへんねん。

委員 そういう制度か。

会長 ちょっと待ってください。民間企業と同じような感じで行政を批判するのはちょっとやめてください。行政がそんな非効率だと決めつけるのもやめてくださいよ。というのは行政の経営はね...

委員 決めつけてない。知らんです。

会長 民間だったら、そんなこと通らないという話をされると、これはちょっと誤解やから、行政の場合は民間と違っているのはいっぱいあって、現金主義と発生主義の違いがあるんですよ。だから発生主義会計

の場合やったら即、債権債務の額をそこに入れて帳簿に載せていけますけど、役所の場合はそんなんじゃないんです。非常に正確を期し、数字の安定を期するので早く処理するよりも正確さを優先するんですね。

副会長 だから企業会計に予算というのはないでしょう。実際の場合は予算が命だからね。だからその違いはあるんですよ。債権債務を確定しないといけないしね。その辺は企業会計の方がアバウトでいいんだよ。

委員 債権債務なんてある程度分かっていたら年度内にやっていければいいと思うけどね。

会長 だから民間と同じようにできないことがいっぱいあるんですよ。

委員 それはなくさないといけませんな、基本的に。

副会長 それをなくそうという議論はされていて、財務会計システムの改革とかやってきてるんだけどね。

委員 財政の運営と書いてありますので、先ほど言っていたような議論はですね、財政だけだったら別ですけど運営とまで文言を入れていきますから、そういう趣旨を何とか盛り込めたらいいけどな。

委員 そうですな。

副会長 だからそういう点だけ「行政評価を踏まえ」とかいくつか入ってるですよ。

委員 いや、財政運営ですから。評価とはまた別の概念として、運営としての市民サービスとして正確な情報を適切に出すという文言があればね、運営としては改まっていくのかなあという期待感がありますけどね。

会長 う～ん、ちょっといいですか。総合計画と行政評価の結果を踏まえて、それから後は健全な財政運営に 부탁드립니다よと、で、その財

政運営の状況は市民に分かり易く公表しなければならない。という2段構えですよ。で、公表するのは「半期に一度」と入れるか入れないかの議論を今しているんです。これはもうここで勝手に決めるわけにもいかないので、財政担当に一度、聞いてくれという話、そっちに委ねるよという話です。いやそうではなくて半期に出せるものは出すという議論が出てきたので今の議論になったわけですよ。民間企業会計と公会とはちょっと違うという、それは行政が劣っている、サボっているわけでもなく、そういう仕組みなんです。例えば役所が持っている市道なんかがあります、公園なんかもあります、これらを行政財産と言いますが、これ全部、資産査定してなんぼや、ってやれと言われてもできはしませんわな。だけど企業会的にやれと言われてたら全部、見積もりをとらないといけないわけです。売れませんよ、そんな。市の道路売れます？どこが買ってくれます？なのにポテ貼りして一応見積もりを入れて約何百億円と計上して企業会計みたいにバランスシートつくれと言ってるんですよ、今の経営者たちは。そんなもの作って何の値打ちがあるんですか？

委員　　そういう値打ちのないところをなくしていこうと思ったら何を変えないといけないんですか？

会長　　だから公会計と企業会計とはやっぱりどうしても合わんところがあるというのが私の立場なんです。だから同じように議論するというのは、ちょっとおいといてほしい、限界があるから。

委員　　今、指摘された所なんかはその違いだと思います。

会長　　違いです。売れないものまで計上するという話。

委員　　何に規定されてそんなことをやっておるんですか？

会長　　地方自治法施行令だったかな、地方財政法だったかな。

副会長　　地方財政法は関係ないな。

会長　　地方自治法施行令か施行規則その辺かな。

副会長 法律というより実態だからな。

委員 私たち市民が感じていることは、本来は数値化して評価すべき内容まで、そうなっているからできないと、そういう一般会計と企業会計の違いという、そういう会長が言っている意味は理解できるんですけど、実態がどうもそうでないんじゃないかという我々市民は思っているんですね。それをやっぱり払拭する一つのその項目がこの中で見つけられないかなというふうに我々考えてたんです。できないことは確かに一般会計と企業会計明らかに...

副会長 いや、これね。B案の条文で「財政状況を市民に分かりやすく」というのが他の案にはないんですよ。今言っているのは、市民に分かり易く、どう公開するか？ということなんだよね。そういう意味では企業会計と現金主義会計との間を超えて、どういう風に市民に分かり易く公開するかという、そういう努力をしてきていないんだよね。だから財政状況を公開すると言ったって市の情報をポンと出されてもほとんど理解不能、これは良いのか悪いのかという評価もできないし、という段階なんですね今は。そういったことから、「分かり易く」というのには結構意味があって、そのためにはどうするの？という議論をしてもらった方が良いでしょう。

会長 だから「健全な財政運営を行うとともに」で新潟市くらいに「予算、決算その他の財政に関する事項を公表するとともに、市民に分かり易く説明しなければなりません」と、こういう言い方をするとこまで踏み込んだらもう少し分かり易いのかなあ。これに置き換えたらどうでしょう。「公表するとともに、わかりやすく説明しなければなりません」と。まとめると「市長は、総合計画及びこの条例で定める行政評価の結果を踏まえ健全な財政運営を行うとともに予算、決算その他の財政に関する事項を公表するとともに、市民に分かり易く説明しなければなりません」これに変えたらどうでしょう？ 異議なし

それでは次の第2項ですが、「市長は、市が保有する財産を明確にし適正な管理に努めるとともに効果的に活用していかなければならない」よろしいですか？ 異議なし

それから第3項、「前項の、市が保有する財産の活用に関しては、市民の意見も採り入れるものとする」はよろしいですか？

委員 土地開発公社の財産も市の保有する財産になるんですか？

会長 入りませんね。入らないけれども先ほどちょっと言っていましたように、報告を求めることができます。

副会長 これはね。市は開発公社も含めてやらなければならなくなっていて、地方財政再建法では土地開発公社も入るからね。当然、9月には決算を出さなくてははいけません。

会長 この間、新聞に載っていましたね。法改正をして、それも議会に対して全面的に求めさせることができるようになったと。それと議会の議員定数の上限も廃止すると、そういう枠にはめるんじゃなくて自治体独自で決めなさいということですよ。そういう改正されるみたいですよ。

委員 「～とともに」というのが多いんです。それが気になるんです。第1項で「財政運営を行うとともに」とあり修正文の最後にも「ともに」がでてきます。また第2項にも「ともに」とありますので、「適正な管理に努め、」とすれば「ともに」はいらない。

会長 第1項は「健全な財政運営を行い、」ですね。第2項は「努め、」とします。

委員 それから第3項で言えば、「市民の意見も採り入れるものとする」は、別に市民の意見を採用してもらわなくても良いような気がしますけど。誰かが言ったら誰かの意見を聞かなあかんという表現になるので。市民も意見を言うけれど、意見の大多数というか、そういったものを採用してもらったらいいいわけで、この書き方だったらちょっと意と反するような。

会長 その危険性があると。じゃあ削除しましょうか。

委員 この「市民の意見」は審議会を作って意見を聞くということではないの？

会 長 そうかな。ここまで書いている自治体はないですね、現実的には。これはなんで「市民の意見」を入れることになったのか。第2項までで他の自治体のレベルには達しているんですけどね。

委 員 外しましょうか。

会 長 外しましょうか。

委 員 市民の意見も聞いてほしいんですけどね。

副会長 当然、聞くでしょう。市民参加なんだから。

委 員 岸和田市の例で第4項にですね、「市長及び他の執行機関は」とありますが、これは何を意図して「他の執行機関」を入れているのですか？

副会長 教育委員会。学校財産を...

委 員 それは当市の場合は、いらないんですか。

会 長 教育委員会が事務委任すれば市長がいけます。現実に教育委員会に関する所管の予算・決算に関することを市長側に委任しているケースもありますし。市長側が代わってやっているというケースもあります。

委 員 そういう意味で岸和田市のような表現はいらないと理解していいんでしょうか？

会 長 私は大丈夫やと思いますけどね。教育委員会の保有財産は市長から報告してませんか？

事務局 します。

会 長 市長から報告してるでしょ。教育長が報告するわけやないね。

事務局 そうですね。

会 長 だから大丈夫やと思うんですけどね。

委 員 こういった書き方をしたら入ってこないですね。「市が保有する財産を明確にし」というのと、「他の執行機関の保有する財産」も。私は小学校とか中学校とか市が保有する財産も市民に開放するようになってくれたら良いなと思うんですよ。テニスとかね。誰もいなくなったらやれるとか、運動場なんかでも遊ばすとかですね、やっぱり、小学校・中学校、市の財産を市民が共有できるような形になったらなという思いがあるんですが、そういうのを実現させる意味においては、「他の執行機関が保有する財産」もですね、管理するとともに、効果的に活用していくいうかね、こういう岸和田市の第4項の、文言なんか、大和郡山市にもあったら良いなと思いますね。

会 長 同じちゃいます。

副会長 まあ第2項でそういうふうに読めなくはないですね。

会 長 岸和田市の第4項とあんまり変わらないでしょう？

委 員 え～他の執行機関の保有する財産が入らないという点で変わるということですよ。

会 長 あ～そういう意味かぁ。「市長及び他の執行機関は」と正確にしますか？そうしましょうか？財政運営じゃなくて公有財産だから、「市長及び他の執行機関は」これを入れましょう。

委 員 第3項で「市民の意見」は反映されてほしいなと僕がワークショップの時に言ったと思うんです、確か。あの～例えば川本邸の話を見せてもらって、あれは歴史的価値があるのかどうか分からないですけど、商売人があそこで喫茶店をしたいと言わはったら、それをうまいこと運用できたらなと思ったので、これを言わせてもらったんです。それで例えば三の丸会館の1階がトレーニングルームになったりとか、例えばそれで手を挙げて喫茶店をしたいと言わはったら、うまいこと賃貸してもらってもいいかなとか、そういう風な市の建物を活用してできるようなニュアンスをおいてほしいです。

会 長　これは市政運営の原則で拾われへんのかな。行政財産の有効活用による、何かそういう委員会を作るとかいう考え方があれば具体化すると思うんやけど、この自治基本条例の条文でそこまで書くとなると、そこへ波及するよね。「公園をこれからどうしましょう?」「はい、市民参加で決めましょう。」となってくるし、市が保有する財産と言うた場合にいろんな財産があるんですよ。教育行政財産、一般行政財産、普通財産、それ全部、なんかする時に必ず市民に聞かなくてはいけないとなれば仕事進みませんね。

委 員　必ずじゃないですけど、この建物をちょっと使いたいと手を挙げはったら聞く耳をもってほしいというニュアンスなんです。

委 員　「採り入れるものとする」と書いてしまうから。

会 長　そうですね。「採り入れる」という書き方をするとちょっと。

委 員　「意見を参考にする」というのでは。

委 員　「意見を考慮する」とかなんとか。

会 長　財産活用の問題というより・・・。

事務局　会長が言うように、意見を聞いていたら前に進みませんね。聞ける場合は聞きますけど。

会 長　ちょっと言い方が難しいんですが、大和郡山市における市民参画とか協働とかの制度が未成熟であること、市民も慣れていない、行政も慣れていない、そういうルールの蓄積ができていないのが原因ですわ。それをこの条文の一文だけで突破口を開こうとした時に、確かに穴は開くけれど、そこからの反対波及効果の方が大きくて、これを突破口として市民がものすごく抵抗することができますよね。

副会長　だからこの自治基本条例の次に、市民参画推進条例を作ってね、その中で具体的にね、例えば公園なんかをどう整備していくとか、そういう手続き的な規定も入れておくといいな。この条文だけでは無

理かもしれない。

会 長 だから、自治基本条例の限界でもあるわけですよ。あんまり細かいところまで縛ってしまうと、余分なところまで縛ってしまうと。最初にお話ししましたように、「自治基本条例で全て解決できませんよ」と「これはスタートラインですよ」と「基礎工事ですよ」と、「上棟式をやるだけで、ここで雨露しのいで住めると思ったら間違いですよ」という話を私はしましたけども、これができた後に住民投票条例も考えないといけないし、市民参加条例も作らないといけないし、あるいは外部評価委員会の条例も作らないといけないでしょう。そういう作業があるということを知っておいてほしいです。行政財産活用に関する市民提案制度はないのかということもそうです。時間もだいぶ過ぎましたが、第15条まではこなしました。ご協力ありがとうございました。どうも、本日はお疲れ様でした。

以下余白